



発送の条件についてご確認ください (1/3)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

取扱い対応エリア

弊社フランクフルト支店を基点に100km 圏内に限る。

インターネットの地図検索サイトを利用して100km 圏内かを確認してください。

- ①出発点（基点）に弊社海外営業所の住所を入力します。
- ②目的地にお客様のご住所を入力し、距離をご確認ください。

お荷物を取扱いできる条件

- ・（発送時条件）ご本人様の渡独される航空券が予約済みであること。または、ご出国後6ヶ月以内であること。
- ・（現地輸入手続条件）ご本人様がドイツにご入国され、住民登録後1年以内であること。
- ・EU 圏外に続けて12ヶ月以上お住まいになっていること。
（EU 圏内での住民登録を抹消してから1年経過していない場合には、ドイツ国籍の方のご帰国であっても引越荷物としてのお取扱いができません）
- ・EU 国籍の方は日本での滞在期間が1年以上であること。

ご用意いただく書類

①日本側でいただくもの

- パスポートのコピー（顔写真の1~2 ページ） 旅程表（E チケット）コピー
- （ドイツ国籍の方）ドイツでの転出届け（Abmeldung）コピー
- （外国籍の方）出国日まで有効な日本での在留カードコピー

②ドイツ側でいただくもの

- 住民登録証コピー（ご本人以外のご家族様等のお荷物が同梱されている場合は、そのご家族様分のもの）
※ 既にご取得されている方は日本側で確認いたしますので①と共に日本でご提出ください。
ただし、ご取得後1年以内のものに限ります。

ドイツで長期間滞在をする場合、原則入国から1週間以内に住民登録を行う必要があります。お手続きは数分で終了しますが、住民登録は地区などによって必要書類や登録条件が異なります。荷物を発送する前に、お客様ご自身で必ず取得方法をご確認下さい。

- ご赴任の場合＝雇用証明書 ※雇用期間1年以上と記載のこと。
現地のヤマトが雛形をご用意させていただきますので、現地の会社様にてレターヘッド入りの書面で作成いただきます。
- ご留学の場合＝在学証明書又は入学許可書 ※在学期間が1年以上と明記されていることが条件です。

③下記の方の場合は以下の書類が必要になります。

- ドイツ国籍の方とのご結婚の場合＝結婚証明書



ヤマト運輸

クロネコヤマトの
海外引越

海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



ドイツ

GERMANY

発送の条件についてご確認ください (2/3)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

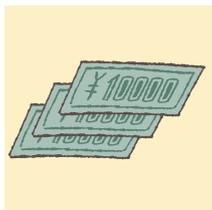
お荷物としてお受け出来ないもの



調味料



サプリメント



現金



クレジットカード



貴金属



古美術品



思い出の品



花火、火薬



マッチ、ライター



香水、マニキュア



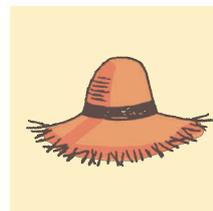
毒物類



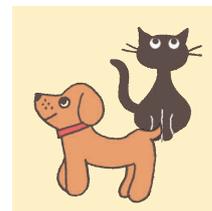
モデルガン、模造刀



種、球根、土



わら製品



生きている動物



ドライフラワー



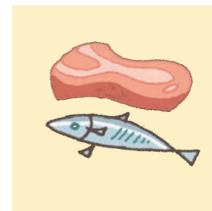
ワシントン条約で
禁止されているもの



ノートパソコン



電動アシスト自転車など



腐りやすいもの

食品・飲料品	調味料、乾物、サプリメントを含むすべて
文書・書籍	・ポルノ ・政治的文書
偽造・海賊版	・偽造されたもの ・海賊版の物品
貴重品	・現金、有価証券（手形、小切手、商品券）、貴金属、古美術品 ・価格価値の算定が困難なもの（思い出の品物など） ・クレジットカード、パスポート、免許証など



クロネコヤマトの
海外引越

海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



ドイツ

GERMANY

発送の条件についてご確認ください (3/3)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

お荷物としてお受け出来ないもの (つづき)

爆発物・危険物	<ul style="list-style-type: none">・火薬類（花火、火薬）、高圧ガス（ガスボンベ、スプレー缶）・可燃性物質（マッチ、ライター、香水、タバコ、葉巻、マニキュア、除光液）・毒物類（毒物、劇物と書かれた薬品等）・武器（拳銃、刀剣類 ※模造刀も不可、モデルガン、スタンガン）
動植物関連	<ul style="list-style-type: none">・種、球根、土（土が付着したものを含む）・わら製品（ゴザなど） ・生きている動植物 ・ドライフラワー
ワシントン条約	ワシントン条約によって取引の禁止されている皮 / 毛皮 / 角 / 骨 / 象牙などの加工品（毛皮、敷物、ハンドバッグ、ベルト、財布、アクセサリー、漢方薬、ギター、ウクレレなど）
医薬品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none">・麻薬および向精神薬など ・皮下注射器 ・家庭用常備薬を含むすべて
電化製品	<ul style="list-style-type: none">・パソコン、モニター、ルーター、モデム、パソコン周辺機器全般、3D プリンター・量子コンピューター、分光器、光源、ハイパースペクトルカメラ、マイクロスコープ、ジャイロスコープなど ・部品を含むドローン
その他	<ul style="list-style-type: none">・車両（自動車、バイク、電動アシスト自転車など）・船舶（カヌー、カヤック、ゴムボートなど） ・腐りやすい物
全般	<ul style="list-style-type: none">・法令などにより各種証明書や承認書がないと送れないもの

※送るときに注意が必要なこと

- ◎ 新品（購入後6ヶ月以内の物品）は課税の対象となります。また、中古品でも未使用のもの、新品同様のものであれば新品とみなされますので、可能な限り購入時のレシート（日本語可）をご用意下さい。また新品の物品は検査品目であるため、現地において輸入通関に日数がかかり、お目安の所要日数より配達が遅くなってしまうこともございます。予めご了承下さい。
- ◎ まだ使用していないような梱包のもの（箱入り食器・ビニール梱包等）は課税の対象となりますので、ご注意ください。
- ◎ 電化製品は全て検査の対象となります。中古品でもあまりにきれいな状態や未使用に近い状態であると、税関の判断により新品と見なされ、課税される場合がございます。また税関検査の為、お荷物の配達通常より遅れる可能性がございます。※念のため、電化製品のご購入時のレシートや保証書の購入日のスタンプがある面のコピーがある場合には、同封して頂く事をお勧めします。（但し、必ずしも中古品と判断されるとは限りません）
- ◎ 炊飯器を梱包される際は、単独で梱包いただくか、あるいは中古の洋服や使用しているタオルなどといったものと一緒に梱包して下さい。
- ◎ 化粧品類は、新品と判断される可能性がございます。（その場合、課税対象となります）

現地お問い合わせ連絡先

欧州ヤマト運輸 フランクフルト支店（国番号：49）

TEL 069-6860217 / FAX 069-68602279

E-mail fra@yamatoeurope.com

* お問い合わせ時は『単身プラン』をご利用の旨お伝えください。* 土日の営業は行っていません。